

---

### 第3回朝来市議会政治倫理審査会

令和7年9月8日（月曜日）

---

日 時 令和7年9月8日（月）午前9時00分開会  
場 所 第1委員会室

- 1 開会
  - 2 委員長あいさつ
  - 3 日程協議
  - 4 審査事項
    - (1) 令和7年8月22日付審査付託について
  - 5 その他
  - 6 閉会
- 

#### 出席委員（6名）

横尾 正信	足立 義美
加藤 貴之	藤本 邦彦
森下 恒夫	渕本 稔
浅田 郁雄（議長）	

---

#### 欠席委員（なし）

---

#### 事務局出席職員職氏名

議会事務局長 宮元広司君 議会事務局次長 横谷進一君

---

#### 説明のため出席した議員等（なし）

---

#### 午前9時00分開会

○委員長（横尾 正信君） おはようございます。

それでは、第3回の市議会政治倫理審査会を開会いたします。

初めに審査会の日程についてお諮りします。

日程については本日1日限りとしたいと思います。御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（横尾 正信君） ありがとうございます。異議なしと認めます。

朝来市議会政治倫理審査会については、本日1日限りとすることに決定をいたします。

それではただいまから令和7年8月22日付審査付託について審査を行います。

前回、ほぼ政治倫理条例第3条1項1号に対する違反であるということを審査会としては認め、かつその措置として議場における謝罪文の朗読及び誤った誤記の訂正及び告知を会報にて行うと、速やかに行うと、そういう決定を下しております。本日はその報告書について案文をまとめるということにしてございます。

取りあえず前回に引き続きましてこの報告案だけを取りあえず準備しておりますのでそれを皆さんに紹介しておきます。その上で、あとでもう一度会議を開きたいと思いますが、取りあえず報告書見てください。

事務局、これ朗読していただけますか。

○議会事務局長（宮元 広司君） 審査結果報告書（案）、ですね、日付は省略します。

朝来市議会議長、浅田郁雄様。朝来市議会政治倫理審査会、委員長、横尾正信。

令和7年8月22日付で審査の付託を受けた件について、朝来市議会議員倫理条例第8条第1項の規定に基づき、次のとおり報告します。

記。

1、審査の請求の対象となる議員の氏名。

関綾乃。

2、審査の請求の対象となる事由の該当条項及び内容。

朝来市議会議員倫理条例第3条第1項第1号。

関綾乃議員が令和7年7月27日に個人会報を発行され、全市に新聞折り込みで配付されました。会報記事中に「私は懲罰委員会で除名処分をされた」とありますが、全くの虚偽事実であります。この虚偽記載と流布は、議会にとって重大な誤りであり、政治倫理に違反しており訂正・撤回を求めるべきであると考えます。

3、審査の結果。

朝来市議会議員倫理条例第3条第1項第1号に違反する事実を認定した。

4、必要と認める措置。

議場での謝罪と会報による速やかな訂正と告知とするべきとした。

5、付託案件の審査の経過。

1、審査会の構成。

委員長、横尾正信。副委員長、足立義美。委員、加藤貴之、藤本邦彦、森下恒夫、渕本稔。

2、政治倫理条例第3条第1項第1号の解釈・運用について。

朝来市議会では過去の審査において「品位と名誉を損なう」と考える議員の行為について、根拠が不明確であったり、事実と異なる発言や記載が含まれることについて確認してきたところである。

3、第1回審査会を8月22日に開催した。まず、審査請求者である日下議員から審査請求の内容を改めて説明を受けた。日下議員は、審査請求内容について、次の説明をした。「関綾乃議員は7月27日発行の会報『関綾乃ニュース7月号』において『私関綾乃は懲罰委員会において除名処分を

受けた』と記載しているが、これは虚偽であり朝来市議会の名誉を毀損するものである。政治倫理条例に違反しているので審査の上適正な措置を要請する。」

次に被請求者である関綾乃議員を招請して弁明を受けた上で質問を行った。関綾乃議員は弁明及び質問への答弁において以下の点を述べた。

1、会報「関綾乃ニュース7月号」は約7,600部発行し、市内に新聞折り込みで配布した。

2、指摘された会報に記載した「関綾乃は懲罰委員会によって除名処分に付された」という部分については事実ではなく誤った記載であることを認める。

法令上、懲罰委員会では除名処分はできず、3月26日の本会議において除名処分を受けたことが事実である。

3、事実でない記載をしたことにより議会の品位と名誉を毀損したことを認め謝罪したい。

4、会報の編集は特に慎重に行い、挨拶文の文言の使用についても一々弁護士の確認を得ながら進めたつもりである。その上の私の不備、不注意によって発生した誤りであって、決して意図的に誤記したものではないことを理解してほしい。

委員からは誤った記載がもし意図的なものであればより重大な違反であるとの観点から、意図的であったかなかつたかについていろいろな質問がなされた。

関議員は「決して意図的な誤記ではなかった」と繰り返し弁明した。この点における委員会の結論はない。

4、第2回審査会を9月2日に開催した。

前回審査会での調査を受け意見交換を行い、審査結果をまとめた。

多数の議員により関議員の行為は議会の品位と名誉を毀損し、政治倫理条例第3条第1項第1号違反であるとした。

また、取るべき措置については多数の賛成により、議場での謝罪と会報による速やかな訂正と告知とするべきとした。

以上のような審査を経て上記の審査の結果に至ったものである。

以上でございます。

すいません、それとこの資料ですけれども、本日の。今、委員用資料として委員の皆様だけ御覧いただけるようにして提供させていただいておりますので、申し添えます。

以上です。

○委員長（横尾 正信君） ありがとうございます。

以上のような前回、1回、2回の会議を経まして、こうした報告書案を作成をしたんでございます。

特に第2回で措置を決めておりますが、これ、ここまで前回のとおりでございます。今日ね、実はこの第2回の後に事務局のほうで全国議長会に問合せをしております。そのことに、こういう措置で問題ないかと、こういうことを聞いて主に念のために議長会に確認したんでございますが、その点に関する議長会の回答といいますか、返答が出ておるということで、この点について事務局か

ら報告を受けたいと思いますのでお願いをいたします。

事務局。

○議会事務局長（宮元 広司君） 今、委員長がおっしゃいましたように、前回措置をお決めいただいております。今、改めてお送りしました報告書案の一番下の必要と認める措置、議場での謝罪と会報による速やかな訂正と告知ということですけれども、このうちの議場での謝罪という部分でございます。これは以前にも懲罰と類似の措置というお話もありましたので、ちょっと全国市議会議長会のほうにちょっと照会をさせていただきました。この議場での謝罪というところですけれども、基本的には各議会で決められたらしいことではあるんですけども、やはり懲罰との関係、地方自治法で決まっております懲罰との関係では懲罰と実質的にも形式的にも同じような規定ということになります。自治法上の懲罰でいいますと、地方自治法135条第1項の第2号にあります公開の議場における陳謝というものがございます。それと類似ないしは同じような内容ということになりますので、各議会で決められることではあるんですけども、懲罰との関係においてはあまりよろしくないというか、適当ではないという見解を得ております。ですので、ちょっとこの点につきましては、もし可能であれば再度お考えいただいたほうがいいのではないかというふうに思われます。

以上であります。

○委員長（横尾 正信君） はい、ありがとうございます。もう一回ちょっと最後のところ、130云々と、ちょっともう一回言ってください。

○議会事務局長（宮元 広司君） 似たような懲罰があるという懲罰の条文につきましては、地方自治法の第135条第1項の第2号にございます公開の議場における陳謝という懲罰の一つの規定がありまして、それが今回の議場での謝罪という部分にちょっと重なるといいますか、似ているというか同じような自治法で決まっている懲罰と似たような措置ということで、懲罰ではないけど懲罰のような措置ということになるということになります。

以上です。

○委員長（横尾 正信君） はい。それで、議長会はどう言ってるんですか。

○議会事務局長（宮元 広司君） 議長会は、基本的には各議会の倫理委員会なりが設置されて決められることではありますけれども、懲罰と類似、懲罰ではない案件なのに懲罰のような措置がされるということはあまり適當ではないという見解を示されています。

以上です。

○委員長（横尾 正信君） ありがとうございます。

こういう、そういうことで以前からはこれは問題にはなってきてはいるんですけども、政治倫理条例に基づいた措置と議会の懲罰との関連、関係について、政治倫理条例はなるべく懲罰的でないほうがいいという、ずっとこの会、議長会の指摘というか指導というか全国的にはそういうのがあるんですけども、この点踏まえてですね、基本的には政治倫理条例における措置は懲罰委員会に基づいた議会の決定、懲罰の決定とは違いまして強制力は全く、強制力ありません。そういう大きな違いはあるんですが、しかしながら議長会のほうは、にもかかわらず公開の議場での陳謝という

135条1項2号含めて、なるべく懲罰もどきと誤解されるような措置は取らないほうがいいと、こういう見解でございますから、これ今回改めて議長会の見解として示されたということですので、この点を若干意見交換して、できれば懲罰的と誤解されない形にするのが一番妥当であろうと、とは思いますので、多少意見交換なりして、もう一度、前回決めましたけども、もう一度その点から、もう一回再検討して、この措置について改めてもう一度やり直ししたいといいますか、再決定したい、こういうふうに委員長としては思いますので、御意見等よろしくお願ひいたします。

副委員長。

○副委員長（足立 義美君） 今、全国議長会で示された形としては、懲罰という形を取らないほうがよいというのは、そっちの、全国議長会に問い合わせた結果の結論だと思います。

それから、第1回、第2回も通じまして私が謝罪を求めるべきやというふうになつたんですが、その基として本人にも謝罪の意思があると。それで訂正の機会というのは、今議会でどこかでなかつたら、我々の任期も迫っておりますし、そういうようなことで訂正の機会を用意する、場を提供する、そういう形での謝罪だと。だから謝罪の内容についてはしっかり考えてというように発言したと思うんですけども、今の全国議長会のやっぱり見解というのは無視できませんし、我々のこないだの一つの結論にとらわれることなく、もう一度新たな思いでこここの場を話し合って、そして結論を出していきたいと、私は聞いておつて思いました。

以上です。

○委員長（横尾 正信君） ちょっと暫時休憩します。

午前9時17分休憩

---

午前9時17分再開

○委員長（横尾 正信君） 再開をいたします。

一応事務局に追加の説明をお願いしたいんですが、どういう。政倫審としてはどういう措置を、では取るほうがいいのか、そういう事例があるということを提案いただいております。それ提案していただけますか。紹介。立川か何か言ってた。

○議会事務局長（宮元 広司君） そしたらこれ御覧いただいてもいいですか。

ちょっと委員長、暫時休憩をお願いします。

○委員長（横尾 正信君） 暫時休憩いたします。

午前9時18分休憩

---

午前9時41分再開

○委員長（横尾 正信君） それでは会議を再開いたします。

休憩中に事務局から立川市の政治倫理条例における措置の具体例を紹介をしていただきました。それに関連して意見交換もさせていただきました。

そこで、この委員会としては、前回第2回で決めました措置につきまして、なるべく懲罰的な類

似性がないような表現及び内容として改めて措置の内容について再決定をすると。再検討・再決定するというふうにしたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（横尾 正信君） ありがとうございます。お手数おかげいたしますが、そのようにいたします。

それではこの立川市の案等も参考にしながら、今回の件でどういう措置をするのが最も妥当であるかということについて、お願ひをいたします。

加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） 私はこの立川市の基準における口頭注意が妥当だと思います。その理由は、口頭注意の選択基準としては、当該行為が政治倫理基準違反であることを本人に知らせれば議会の損害から回復できる場合とされています。今回については関委員については、自分の間違いを認めしており、謝罪をする用意もあるというふうに認めていますし、議会に対して名誉毀損を行ったということを認めていますので、本人はしておられるということです。また、議会の損害についても、今のところ議員の方々が名誉毀損の感情を感じておられるということはなかなかよく地方自治法理解している方じやないと難しいと思いますので、今のところ私の下にもあの文面を見て議会はひどいことやってるという声も聞きませんので、市民にとっての影響は少ないとします。したがって特に対外的に示さなければ議会の損害から回復できないということではなく、議会の内部でしっかりと注意をすれば済む話だというふうに思いますので、口頭注意で結構だと思います。

以上です。

○委員長（横尾 正信君） ほかに。

藤本委員。

○委員（藤本 邦彦君） 私はこの立川市の資料を基にするなら、（2）の公開の議場における陳謝っていうふうに判断しております。当該政治倫理基準違反について本人が反省し、陳謝しなければならない程度の重さであるというふうに、本人が程度の重さであると考えていることを対外的に示さなければ、議会の損害から回復できない場合ということで、まさにここに該当するというふうに思っております。

実際に残念ながらね、あのチラシをまいた、あの内容以上の影響力、拡散力っていうことが現実に見られますので、やっぱりそこを重く受け止めていただきたいっていう意味でここが必要になってくるというふうに思っております。

以上です。

○委員長（横尾 正信君） 事務局長。

○議会事務局長（宮元 広司君） 今、御覧いただいている資料についてちょっと申し上げたい、よろしいでしょうか。

○委員長（横尾 正信君） はい、どうぞ。

○議会事務局長（宮元 広司君） 失礼いたします。

今、御覧いただいておりますこの表なんですけれども、この意味合いといいますか、実際その右端に地方自治法の懲罰四つ書いてあるんですけれども、最初に申しましたように、これになってしまわないように慎重にその措置の内容を検討された上で決められたのがこの左端の措置であります。ですので、自治法上の懲罰である公開の議場における陳謝になってしまわないように、議場における陳謝の勧告という措置を定められているという関係になりますので、ちょっと念のため補足申し上げます。

以上であります。

○委員長（横尾 正信君） 藤本委員。

○委員（藤本 邦彦君） 分かりました。理解しました。具体的な措置としては議場における陳謝の勧告ということでよろしいかと思っております。

以上です。

○委員長（横尾 正信君） 藤本委員、その場合の議場陳謝の内容についてはもう本人自由ということで。いや、こちらで準備する。陳謝文を用意するか、読む本人の自由にするか、そこはどうなんですか。

藤本委員。

○委員（藤本 邦彦君） 自由ではなく、こちら側が用意する。もちろん。陳謝文を朗読していただくというふうに考えております。

○委員長（横尾 正信君） 副委員長。

○副委員長（足立 義美君） 要は勧告だから懲罰的な意味合いがないと私は思ってませんで、まして今、藤本委員の言われる文章で、文章は自由でなく、こちらから作成して読み上げてもらう。そういうことになると、まだ何も決まったわけでも何でもないんですけど、例えばそういうことをこの政倫審で決めた場合には、やはり懲罰的な意味合いがにじんでる、そういうことがあるんで、委員長が言われた撤回、要は懲罰でないものにしていったらいいんじゃないかという委員長からの話もありましたので、私は少なくともこういう議場における陳謝の勧告とかこういう厳しい、懲罰的な意味合いのにじみ出るようなことは避けたい、そう思ってます。それで、1番の口頭注意か、文書による戒告かとなるんですけども、この中身によってもやはり立川市を参考にしながら朝来市としてどう考えるかということで、内容的なものももう少し同じ口頭注意あるいは文書による戒告にしても中身を考えていきたいなど、そう思ってこの表を見てます。

○委員長（横尾 正信君） ほかに。

森下委員いかがでしょう。

○委員（森下 恒夫君） 私はこの立川市議会における議場における陳謝の勧告が妥当だと思います。その理由として、ここに上げられております選択基準の中に、反省し、陳謝しなければならない程度の重さであると考えていることを対外的に示さなければ議会の損害から回復できない場合っていうのはありますが、まさにこれに該当するであろうと思いますのが1点と、関議員におかれでは除

名処分を受けて議会に出席することがかなわない時期があったわけで、それが訴えられて裁判所の処分が下されて、今、議場に復帰しとるわけですけども、そういうことを考えたときに、関議員本人にしてもですね、議場できちっと陳謝がされることがよろしいんじゃないかと、そういう思いもありまして議場における陳謝の勧告ということで処置すればよろしかろうと、そう思っております。

○委員長（横尾 正信君） 分かりました、ありがとうございます。

暫時休憩します。

午前9時52分休憩

---

午前10時04分再開

○委員長（横尾 正信君） それでは会議を再開いたします。

取るべき措置について現在2案が出ております。1案は口頭注意、2案が議場における陳謝の勧告で、内容は議長が審査対象議員に対し、議場において陳謝すべきことを文書で勧告するというものでございます。この2案がありますので、どちらの措置を取るかといって採決してよろしいか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○委員長（横尾 正信君） それでは採決させていただきます。

この委員会として、議会が取るべき措置につきましては2案ございます。

1案は口頭注意、内容は議長が審査対象議員に対して口頭で注意するというものでございます。

もう1案が議場における陳謝の勧告、議長が審査対象議員に対し、議場において陳謝すべきことを文書で勧告するというものでございます。陳謝文については、議会で用意はいたしません。この2案。

それでは、第1案の口頭注意の措置で妥当であるというお考えの方は挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○委員長（横尾 正信君） はい、1人、ありがとうございます。

次、議場における陳謝の勧告について賛成の諸君の挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○委員長（横尾 正信君） はい、ありがとうございます。

それでは、議場における陳謝の勧告という措置に決定をいたしました。内容については、議長が審査対象議員に対し議場において陳謝すべきことを文書で勧告するというものであります。念のために陳謝する文は議会で用意はいたしません。

以上でございます。

事務局、それでよろしい。

事務局。

○議会事務局長（宮元 広司君） 今、お決めいただきまして、前回お決めいただいたおりました議場での謝罪っていう、その議場での謝罪の文は、今回の議場における陳謝の勧告に置き換わっ

たものと思います。その残ります、会報による速やかな訂正と告知の部分につきましては、これも勧告とされるのかどうかということも含めて、ちょっと念のためちょっとお考えいただいたほうがいいのかなと思うんですけど。

○委員長（横尾 正信君） すいません、2点目が抜けておりました。2点目についても勧告をつけると。告知の勧告。ということで、勧告をつけさせていただきますという。

○副委員長（足立 義美君） 勧告ついとったほうがいいと思います。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（横尾 正信君） よろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○委員長（横尾 正信君） それでは措置2点ございますが、1点目は先ほど言いました。これも勧告するでしたね。2点目の、これちょっと文章、正確に読んで、後に勧告をつけてくださいな。事務局。

○議会事務局長（宮元 広司君） 申し上げます。必要と認める措置でございますけれども、議場における陳謝の勧告及び会報による速やかな訂正と告知の勧告。

委員長、すみません。今読んで見て思ったんですけど、勧告というのは1回だけ使ったほうがいいのか、それとも。というのは、勧告と勧告でよろしいですか。

○副委員長（足立 義美君） 何と何を勧告すると。そういう感じで並列にしといて、最後に勧告する、そういう言葉にならへんかな。

○議会事務局長（宮元 広司君） 委員長失礼いたします。

○委員長（横尾 正信君） はい、事務局。

○議会事務局長（宮元 広司君） ちょっともう一度読ませていただいてよろしいでしょうか。

○委員長（横尾 正信君） はい、どうぞ。

○議会事務局長（宮元 広司君） 必要と認める措置。議場における陳謝及び会報による速やかな訂正と告知の勧告でいかがでしょうか。

○委員長（横尾 正信君） 加藤委員。

○委員（加藤 貴之君） それだと取られ方が曖昧になるので、箇条書で両方とも勧告とつけたほうが誰にとっても誤解のない表現になると思うんですが、いかがですか。

○委員長（横尾 正信君） 1で勧告、2で勧告、その表現で委員長としてはいいと思いますが、それでよろしいか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（横尾 正信君） それでは勧告は二つです。

それもう一回事務局から読み上げてください。

事務局。

○議会事務局長（宮元 広司君） 必要と認める措置。

まず一つが、議場における陳謝の勧告。もう一つが、会報による速やかな訂正と告知の勧告。

以上でございます。

○委員長（横尾 正信君） もう一回。2点目もう一回。

○議会事務局長（宮元 広司君） 2点目をもう一度申し上げます。

会報による速やかな訂正と告知の勧告。

○委員長（横尾 正信君） はい、分かりました。ありがとうございます。

この2点、今読み上げていただいた2点で確認したいと思います。御異議ございませんか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○委員長（横尾 正信君） はい、ありがとうございます。

それでは以上のように前回の措置を撤回して新しい措置として今、申し上げたことに決定をいたしました。ありがとうございます。

暫時休憩いたします。

午前10時10分休憩

---

午前10時56分再開

○委員長（横尾 正信君） それでは会議を再開いたします。

先ほど休憩中に議長による勧告文案をお示しいたしました。これについて御異議ございませんね。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（横尾 正信君） はい、ありがとうございます。

次の報告書案でございます。

それも先ほど提出させていただきました。

○議会事務局長（宮元 広司君） すみません、間違えました。ごめんなさい。送るものを間違えました。

○委員長（横尾 正信君） 報告書案で大きな修正は朝来市政治倫理条例第っていうのを2ページ目にきちっと入れるというところですね。これは大きい修正です。あとは、句読点等の修正等は事務局にお任せいたします。

この報告書でよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（横尾 正信君） ありがとうございます。それではこの報告書で決定させていただきます。

ありがとうございます。

それでですね、ほぼ本日の審査は終了でございます。

次にその他として何かありますかということですが、先ほど会議の中で提案されておりましたユーチューブの件について若干情報共有及び意見交換をしておきたいと思います。

藤本委員。

○委員（藤本 邦彦君） 県会議員の増山県議会議員のユーチューブチャンネルで、今回の件が、私が確認している分では、三つ番組が朝来市議会関係でありまして、特にちょっと私が問題視してい

るのはこの政倫審に関する番組がつくられていて、その中の内容が、要するにこの政倫審そのものが間違ってるっていうことで、関議員には何の問題もないという、もうないっていう。むしろ関議員に対する前回の懲罰、除名処分ということがそもそも間違っていてっていうふうな、そういう内容の番組がつくられているわけですけども、特にちょっとこの政倫審に対する批判の内容というのが非常に詳しい内容となっていました。

ここで今回、関議員自身が謝罪したいっていうふうなね、御答弁というか、そういった発言、証言をされておられて、今日こうやって決着はついてるんですけども、そういったところで全く逆のそういうアピール、アピールといいますか、市民に対してキャンペーンが行われているっていうことは非常に問題ではないかということで、この政倫審ということとは別個で、朝来市議会として抗議するべきではないか、あるいは関議員に対しても申し入れて、そういった動画を削除するよう要望するべきじゃないかっていう、そういう問題意識がありました。

ただちょっとこれを申し上げる前に一応確認しておこうと思ったんですけども、どうも既に削除されてるらしい。この政倫審に関する番組が。ちょっと見つからない。いうふうなんです。まあね、ちょっとこの一連のことはね、でもやっぱり確認しておくべきなんじゃないかなっていう。

以上です。

○副委員長（足立 義美君） よろしいか。

○委員長（横尾 正信君） はい、どうぞ。

○副委員長（足立 義美君） 削除されているんならね、もうどうい言うんか、この議会として言わないほうがいいと思うんや。それはもう細かいことはああ言い、こう言い出したらお互いになってしまって、かえって難しい問題になって、もっとどーんと構えてね、横綱相撲取りましょう。いやいや、何言っとんのでもうほつといたほうがいいですよ。

○副委員長（足立 義美君） 政倫審のは出てこないんですね、要は。

○委員長（横尾 正信君） いや、もう削除しろとか言う前に削除しちゃったということなんで、この件については。

○委員（藤本 邦彦君） したけど行為そのものは分からないです。ただ、今探しても見つからなっていう。

○委員長（横尾 正信君） 都合悪いんで削除したんでしょう。そらそうでしょうね、あれあのまま残しといたら、それは問題になりますよ。間違ってないつつてんだからね。懲罰委員会で除名されたことは事実だつってね。知らんと物を言う。

○副委員長（足立 義美君） 開会中ですので・・・・

○委員長（横尾 正信君） 今、開会中じゃなかったですか。そう。ごめんなさい。そうか。休憩中かと思った。そうか。そういうようなことを。

○議会事務局長（宮元 広司君） その他のとこ。

○委員長（横尾 正信君） 休憩します。

午前11時04分休憩

---

**午前11時13分再開**

○委員長（横尾 正信君） それでは再開をいたします。

○委員長（横尾 正信君） そのほかございませんか。

なければ、以上で本日の日程は終了いたしました。

これをもって朝来市議会政治倫理審査会を閉会いたします。ありがとうございました。

---

**午前11時14分閉会**